

農林水産資源を活用した地域産業振興施策に関する考察

―農商工連携に対する国及び岩手県の行政支援体制の現状と課題―

はじめに

2008年5月16日に農商工関連2法といわれる「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動促進に関する法律」と「企業立地の促進等により地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。これより、地域産業振興政策の取り組みのキーワードとして「農商工連携」が注目を集めつつある。この連携は、「地域の基幹産業である農林水産業と商業、工業等の産業間での連携を強化し、相乗効果を発揮していくこととなるよう、農林水産省と経済産業省は、密接かつ有機的に連携」¹を図るといふ従来の産業別に行っていた振興施策の枠組みを取り払い、省庁横断的に取り組む施策としても意義のあるものとする。

農山漁村地域の地域づくりとしては、1962年に策定された「全国総合開発計画」からスタートしており、その計画は、地域間の均衡ある発展のために基軸的産業を国内の複数の地域拠点（新産業都市及び工業整備特別地域）に誘致し、拠点地域での食料需要の増大や雇用機会の拡大を媒介として農山漁村地域にその開発成果を波及させるもの²であり、地域づくりは商工業を中心とするものであったと考える。

現在、農山漁村地域では「人の空洞化（人口流出）」・「土地の空洞化（担い手不足による農林地の荒廃）」・「ムラの空洞化（集落機能の脆弱化）」という3つの空洞化³が進んでいる。その反面、これらに対応しなければならないとの思いから、「地域資源」に着目した地域づくりの取り組みが進められていると思われる。島根県立大学総合政策学部の松永准教授もその論文の中で「中山間地域の現場では、政策サイドが意図するよりも一歩先に新しい動きを始めているように思える。」⁴と記している。

少子高齢化や人口の社会減の傾向が続いている岩手県において、人口流出に歯止めをか

1 「農林水産業と商業・工業等の産業間での連携（「農商工連携」）促進等による地域経済活性化のための取り組みについて」（平成19年11月30日付け農林水産省、経済産業省通知）

2 小田切徳美（2004）「自立した農山漁村地域をつくる」『自立と協働によるまちづくり読本 自治「再」発見』ぎょうせい、pp.283-285。

3 同上論文、pp.279-281。

4 松永桂子（2008）「地域資源の活用と農商工連携―中山間地域にみる産学官連携の取り組み―」『商工金融』2008年11月号、商工総合研究所編、p.21。

け、3つの空洞化に対応する方策の一つとして、農商工連携に着目し、これによる産業振興施策を築きたいと考える。

前クールでは、「農林水産資源を活用した地域振興施策の考察－島根県の中山間地域における活用事例を参考に岩手県における行政支援のあり方を探る－」と題し、農商工連携の意義について、農業者、食品加工業者、小売店及び飲食店のそれぞれの視点から考察するとともに、岩手県と同様に人口減少や高齢化が進行している島根県の中山間地域における地域資源活用事例を参照し考察を進めた。

本稿では、岩手県において意欲ある事業者が農商工連携事業を成功させ、もって地域の産業振興につながるために、地方自治体がどのような支援をすべきかを検討するため、現在の国及び岩手県の支援施策を把握し、その課題を明らかにする。

第1章 国の支援体制の現状

国における地域の農林水産資源の付加価値を向上させようとする施策は、農商工関連 2 法が成立した 2008 年以前から農林水産省や経済産業省において、各々、加工施設等の整備補助や資金融資、設備投資減税、アドバイザー派遣、人材育成研修などソフト・ハードに亘って進められていた。

農林水産省においては「食農連携促進事業」や「食料産業クラスター（地域の食品産業が中核となり農林水産業、関連産業、大学・試験研究機関及び行政等の異業種を含む産学官が連携し、地域の農林水産物と加工技術を活用した付加価値の高い新たな加工食品や地域ブランドの創出、販路開拓等の事業展開を通じ地域経済の活性化を目指す集団）」の形成の促進事業をはじめとして地域の農林水産資源と食品産業などを結びつけ、新たな商品開発や販路拡大の取組み支援を進めてきた。これら「食農連携促進事業」や「食料産業クラスター」等の取組みは、農商工連携と重なるものであると考えられる⁵。

一方、経済産業省においては中小企業政策として 2005 年に成立した中小企業新事業活動促進法により異分野の中小企業の連携による新事業開拓が「新連携」として定義づけられ、2007 年に成立した中小企業地域資源活用促進法においては、中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進事業を「地域資源活用」と定義され事業が進められているが、これらの政策スキームと農商工連携はほぼ同じ枠組みを踏襲している。特に「地域資源活用」においては地域の農林水産資源を活用した新商品開発事業が支援対象に含まれていることから、農商工連携に重なるものであると考えられる⁶。

実際、農林水産省と経済産業省が共同で発行した「平成 21 年度農商工連携支援施策のご

⁵ 室屋有宏 (2008) 『『農商工連携』をどうとらえるか－地域の活性化と自立に活かす視点－』『農林金融』2008 年 12 月号、農林中央金庫編、pp.6-7。

⁶ 同上論文、pp.5-6。

案内「農商工連携施策利用ガイドブック」には、事業者のニーズごとの支援メニューが掲載されているが、農商工関連 2 法の成立を背景に新規創設されたメニューよりもはるかに多く、従来から農林水産省や経済産業省が所管していた事業メニューが掲載されている。このことからみると、農商工連携に関する支援施策の中身は従来の農林水産省と経済産業省がそれぞれ展開していた施策の延長線上に位置づけられるものであり、内容としては新規性には乏しいものではないかと考えられる。しかし、この施策が画期的なのは「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」第 1 条において「中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進」という産業間の枠を超えた取組みであることを明確にするとともに、その支援のため、農林水産省と経済産業省は省庁横断的に施策展開に取り組む姿勢を明らかにしたことである。

ここで、事業志望者のコンタクトポイントとして設置された 2 つの相談窓口の現状から連携の実態を整理する。

(1) 地域活性化支援事務局

国は地域中小企業による新事業展開を支援するため、農商工連携、地域資源活用、新連携の 3 つの事業の相談をワンストップで受ける窓口として全国 10 箇所に地域活性化支援事務局を設置している。この地域活性化支援事務局は中小企業庁から独立行政法人中小企業基盤整備機構へ委託された事業であり、中小企業基盤整備機構においては、商社・メーカー等出身者、大手小売バイヤー経験者、経営コンサルタントなどビジネスやマーケティング等に精通した者を支援マネージャーとして常駐させ、次の支援を行っている⁷（図表 1 参照）。

① 窓口相談

② 事業計画のブラッシュアップ支援

事業内容、支援ニーズに応じて専門家チームを編成し、支援策を受けるための法認定を受けるために必要な事業計画の策定、商品企画、市場調査などのアドバイスを行う。

③ フォローアップ支援

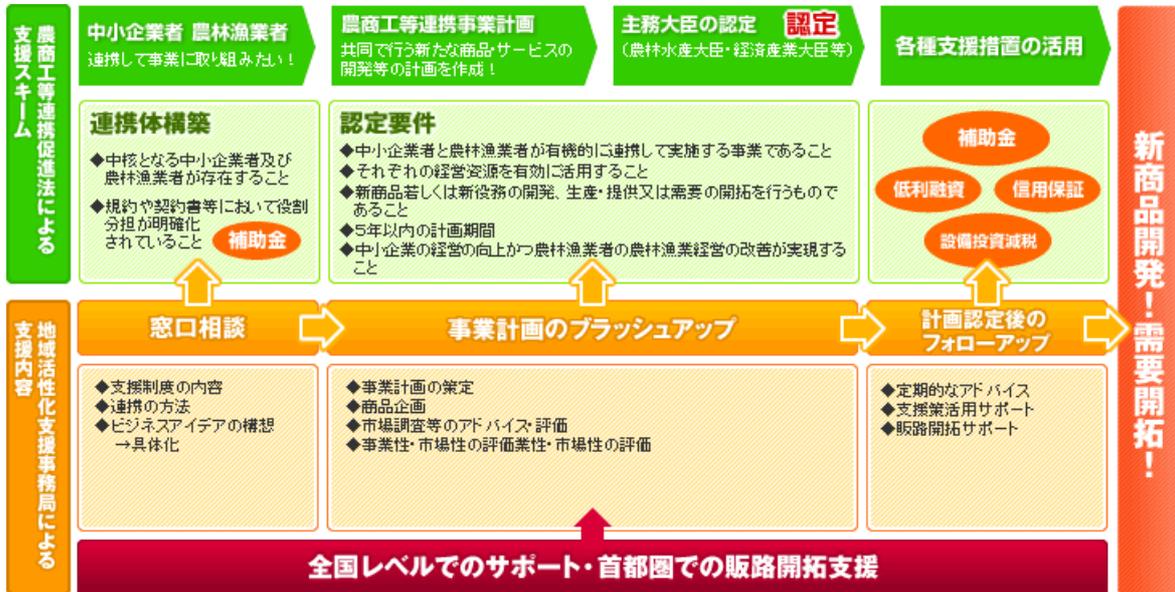
法認定後の事業計画が円滑に遂行されるよう、事業者のニーズに応じて支援のための専門家チームを再編成しアドバイスを行ったり、販路開拓等のハンズオン支援を行う。

④ 地域発信事業の全国展開支援

中小基盤整備機構の本部には、全国推進事務局を設置し、各地域の地域活性化支援事務局と連携し、首都圏での販路開拓支援や全国レベルの支援を行う。

⁷ 「地域発！新事業創出支援 地域活性化支援事務局のご案内」経済産業省 中小企業庁、独立行政法人中小企業基盤整備機構、2009 年 6 月発行版

図表 1 農工商等連携促進法による支援スキームと地域活性化支援事務局による支援内容



出典：中小企業基盤整備機構ホームページ「地域活性化支援事務局農工商連携支援内容」より

この地域活性化支援事務局は、前述のとおり全国に 10 箇所しか設置されていないため、よりきめ細かな地域支援体制を構築するために、経済産業省の地方機関である経済産業局から委託を受けた支援機関である地域力連携拠点で施策展開が進められている。

次に、地域支援のために設置された地域力連携拠点の状況について整理する。

(2) 地域力連携拠点

岩手県内の事業者の相談窓口としては、宮城県仙台市に所在する東北地域活性化支援事務局と 2009 年度においては岩手県内に 6 箇所の地域力連携拠点が設置されている。

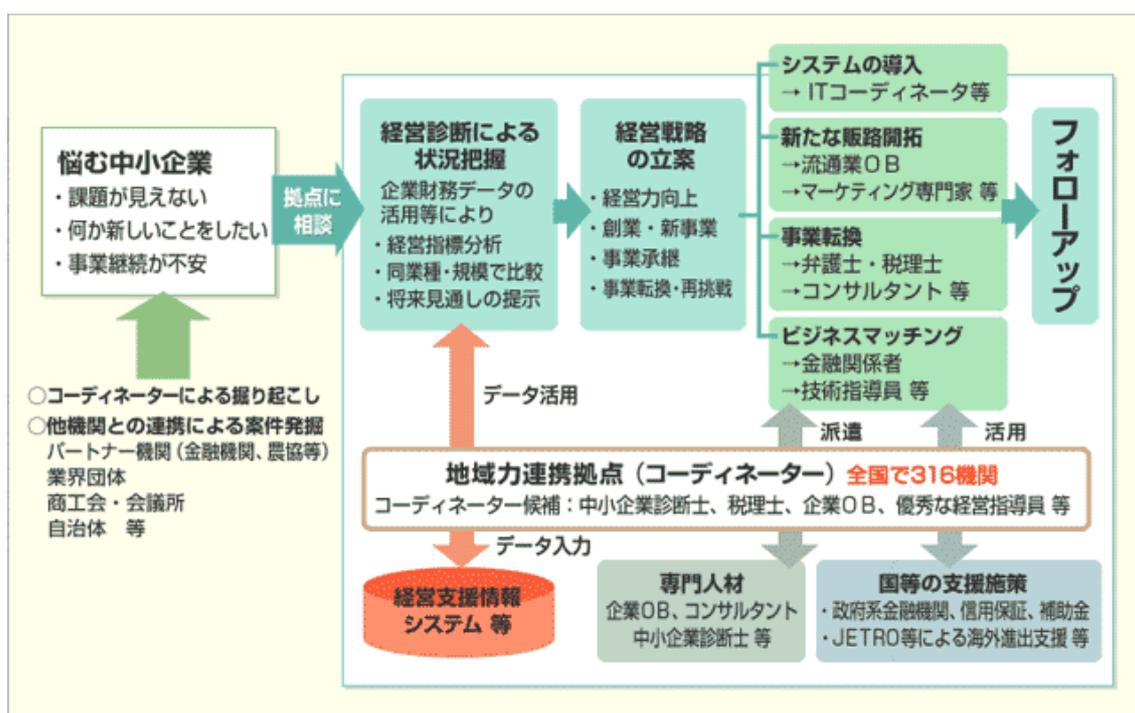
地域力連携拠点は、経済産業省が小規模企業等の経営能力の向上、創業、事業再生、再チャレンジ、事業承継を支援するために設置する事業（図表 2 参照。）であり、経済産業省の地方機関である経済産業局が公募し、応募者を審査した上で委託を行うものである。この事業に応募できるものは、商工関係団体、公設試験研究機関、中小企業を支援する一般社団法人・一般財団法人、金融機関、大学、農業協同組合、特定非営利活動法人、民間企業等とされている⁸。

岩手県にある 6 箇所の地域力連携拠点は、商工会連合会、2 つの商工会議所、中小企業団体中央会、2 つの中小企業支援財団法人となっており、いずれも商工関連企業を以前より支援してきた機関である。

⁸ 「平成 21 年度地域力連携拠点事業公募要領」『中小企業庁』
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/renkei/2009/090216RenkeiKoubo21.htm>（閲覧日 2009/10/2）

この地域力連携拠点においては、支援能力を高めるために「地域力連携拠点パートナー」としてより多くの支援機関等が地域力連携拠点事業に関与する仕組みがとられており、農商工連携や地域資源活用の支援能力を高めるため、岩手県内 6 つの地域力連携拠点のうち 3 つは農林水産関係団体をパートナーとして指定⁹している。

図表 2 地域力連携拠点の支援の流れ



出典：J-NET21 中小企業ビジネス支援サイト「農商工連携パーク」

では、実際の地域力連携拠点がどのような支援体制をとっているか、岩手県内の地域力連携拠点のひとつである「財団法人いわて産業振興センター」を一例として紹介する。

財団法人いわて産業振興センターでは、地域力連携拠点として相談業務に対応する職員を 4 名充てており、そのうち 2 名が経営指導等の能力を持つコーディネーターであり、1 名は中小企業診断士である。地域力連携拠点が相談対応する業務は、IT活用・知的財産の活用、新商品の開発などの新事業活動、地域資源活用・農商工連携・創業又は起業・再チャレンジ、事業承継となっており、担当職員は広範な知識と経験を有していなければならない。実際、2009 年 4 月一ヶ月間の相談件数は、32 件であったが、地域力連携拠点の業務内容に合致する相談は 10 件であり、その他の相談の多くは経営相談や資金調達相談など¹⁰であり、連携拠点の範囲外の相談にどのように対応するかが課題となるのでは

⁹ 「平成 21 年度地域力連携拠点一覧」『中小企業庁』

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/renkei/2009/download/tohoku.pdf> (閲覧日 2009/10/6)

¹⁰ 財団法人いわて産業振興センター総合支援グループ主幹中村健氏インタビュー、2009 年 8 月 20 日。

ないかと考える。財団法人いわて産業振興センターは1967年財団法人岩手県中小企業設備貸与公社として設立以来、中小企業支援のための経営相談等に応じてきた機関であり、中小企業にとっては支援機関として定着している機関であると考えられる。経営相談に応ずるため、センターに登録された専門家を派遣するなどの活動を行ってきたことから、商工業支援の知識を有する専門家は十分におり、地域力連携拠点への多岐にわたる相談に対応できる体制となっていると考えられる。

しかし、あくまでも中小企業支援に特化した組織であることから、コーディネーターや登録された専門家は商工分野出身に偏っており、農林水産資源とのマッチング支援にはパートナー機関である農林水産関係団体との強力な関係構築が必要となると考えられる。

国では、農商工連携により地域において新事業を創出することが地域の活性につながるものと期待し、5年間で500件の新事業創出を目指そうとしているところである¹¹。しかし、その事業のマッチングや掘り起こしを担っている地域活性化支援事務局や地域力連携拠点に配置されているアドバイザーやコーディネーターの多くは商工分野の専門家であり、農林水産業に対する知識が希薄な状況にあると考えられる。地域活性化全国推進事務局に問い合わせたところ、各地域のアドバイザー等として配置されている者はコンサルタント業、サービス業、商社、金融の出身がほとんどであり、農林水産業に関する知識を有しているものは、一握りであるとのことであった。この知識不足を補うため、農林水産業とのマッチングに関するマニュアルを作成し、アドバイザーに配布するという対応をとっているとのことである¹²。

中小企業者にとっては、支援機関として経済産業省及び地方機関としての経済産業局、中小企業庁、独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置されている地域活性化支援事務局は馴染みのある機関であり、新規事業を志す際の相談窓口としては機能すると考えられるが、農林水産業者にとっては、これらの窓口は馴染みが薄く相談を持ちかける相手方とはならないのではないかと考えられる。農林水産業者にとって身近な農林水産省及び地方機関としての農政局、地方公共団体の農政関係機関あるいはJAとの連携は農商工連携を進める上で不可欠のものであると考えられる。地域力連携拠点に応募できる団体に農業協同組合は含まれているが、実際に2009年度に地域力連携拠点事業を受託した農業関連機関は、農業協同組合においては長野県及び熊本県にそれぞれ1箇所、農業関係の財団法人では、宮崎県に1箇所あるのみで、多くは商工関連の団体が受託している状況にある¹³。ここから

11 中小企業庁経営支援部新事業促進課課長補佐阿部康幸（2008）「農商工連携を考える～農商工連携促進法の概要と活用のポイント～」『中小企業と組合』2008年8月号、中小企業情報化促進協会編、p.4。

12 地域活性化全国推進事務局アシスタントマネージャー佐良士励氏及び独立行政法人中小企業基盤整備機構地域活性化グループ連携推進課課長代理岩淵朗氏インタビュー、2009年9月1日。

13 「平成21年度 農商工連携支援策のご案内 農商工連携施策利用ガイドブック」農林水産省、

みる限り、当該事業は経済産業省が主導する商工中心の事業であり、農林水産業と商工業が壁を超えて連携を図る体制は未だ不十分であると考え。経済産業省単独で委託して設置する相談窓口では省の所管範囲の制約から農林水産業と商工業を総合的に支援する体制づくりには限界があるのではないだろうか。

第2章 岩手県における支援体制の現状

第1節 支援事業の概要

岩手県では、商工労働観光部において起業・創業や新たな事業に取り組む中小企業の新事業展開などに対する取り組み支援施策として、2008年1月に「いわて希望ファンド」を組成し、支援対象企業の発掘や取組み指導・支援を行っている。加えて、農商工関連2法の成立により、農林漁業者と中小企業者の連携という枠組みに対応するための支援策として2009年3月に財団法人いわて産業振興センターを管理者とする「いわて農商工連携ファンド」を創設した。これらのファンドは、新商品開発や販路開拓に向けた具体的取り組みがスタートしているものに対する支援施策として構築されたものであることから、農林水産業者と中小企業者のマッチングに対する支援は想定されていないものである。そこで、農林水産部がアドバイザーとして既に組織している「食のプロフェッショナルチーム」と商工労働観光部の「産業創造アドバイザー」をコーディネーターとして、相談会を開催するなどの岩手県独自のマッチング支援を計画しているところである。

このほかにも、農林水産部では岩手県の農林水産資源を活用し加工や流通販売などにより農林水産経営の高度化を図るとともに新たな雇用の創出を目指す取組みをモデル事業として選定し、実施を委託する「いわて6次産業チャレンジ支援事業」や商工労働観光部ではグリーンツーリズムに農商工連携を取り入れた観光メニューを追加し、交流人口を増やす取組みを進めている。

このように、岩手県の農林水産部及び商工労働観光部では農商工連携をキーワードとし、産業振興や雇用の拡大、交流人口の増加に向けた事業を実施しているが、担当部が異なることから事業者にとってよりよい支援を助言するうえで十分な連携や情報提供が行われていない可能性がある。

農商工連携による新規事業展開を志望する相談者に対して、その事業内容に適した支援を提案するためには、両部が協力するとともに、部という壁を超えて速やかに支援する体制を構築することが必要であろう。次節において、岩手県における支援体制の現状を整理する。

第2節 支援体制の状況

(1) 岩手県本庁の支援体制

現在、岩手県の本庁組織で農商工連携を中心的に担当しているのは、商工労働観光部において地域資源を活用した産業振興や販路拡大を所管している産業経済交流課と、農林水産部において農林水産物のマーケティングや流通改善並びに消費拡大を所管している流通課である。この2課は地域資源を活用した産業振興という共通目的から農業改良普及員や食品・農林水産資源の機能等を研究している技術系職員が人事異動によって交流しているため、担当レベルでは相互に情報交換しやすい関係が築けており、農林水産資源を活用した新たな商品開発の可能性のある食品関連企業を両課の担当者が一緒に訪問するなどの対応をとっているが、これは相互に連携をしなければならないと考える「意識ある人」に頼っている関係であると考えられ、組織として明確な方向付けをもって両課が行動しているとはいえない状況にあるのではないかと考えられる。

次に、県の組織において最も農林水産業者や食品関連企業等と近い位置にあるといえる地方振興局において実施されている独自の支援体制を取り上げる。また、基礎自治体である市町村の産業振興アドバイザーの活動状況も1例紹介し、現在の支援体制の課題を明確にする。

(2) 県南広域振興局の支援体制

岩手県の行政組織には地域振興を地域において担当する窓口として、1つの広域振興局と6つの地方振興局がある（図表3参照）。ここでは、岩手県内35市町村のうち9市町を所管する県南広域振興局の支援体制の現状及び当該広域振興局内にある北上総合支局農林部の活動を紹介する。

図表3 岩手県の広域振興局等



出典：岩手県ホームページ

① 県南広域振興局（本局）の状況

県南広域振興局にあつては、2006年12月に振興局管内で「食」を中心に、農業及び食品製造業、外食・小売・観光などの関連産業を従来の産業間の垣根を越えて戦略的に連携を進めるため、産業振興戦略¹⁴を策定した。この戦略の具体化のために2007年に「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」を設置した。このネットワークでは、次の事業を実施することとしている¹⁵。

- ア) 産学官金連携による食産業クラスターの形成に関する事業
- イ) 地域食材等の利用促進に関する事業
- ウ) 地域食材等を活用した製品開発に関する事業
- エ) 食品の販路開拓及びブランド形成に関する事業
- オ) 食産業における人材育成等に関する事業
- カ) 食関連の情報収集及び連絡調整に関する事業
- キ) その他ネットワークの目的の達成に必要なとする事業

これらの事業を通じて地域の農産物の付加価値化を図るとともに、新製品や新規事業の創出などを促進し、岩手県県南地域を中心とした食産業全体の活性化や産業競争力の強化を図ることを目的としており、目指すところは農商工連携による地域産業振興の姿と一致する。

このネットワークは目的に賛同する岩手県県南地域に所在する農林水産物の生産者、食品の製造、流通、その他関連事業者、及びそれらを構成員とする団体、大学等の研究機関、金融機関、行政機関等が会員として加入することができることとしている。2009年3月31日現在の会員数は127法人等¹⁶（図表4参照）となっている。

図表4 業種別会員数

業種区分	内訳	会員数
農業生産	農業法人、営農組織等	17
食品加工	かん・びん詰め・漬物、めん類、菓子類、豆類調製品、畜産加工食品、調味料・スープ、調理食品、酒類等	53
飲食・ホテル	レストラン、寿司、旅館、ホテル	10
物流・販売	卸・小売、物流	9
農業団体	J A	5

¹⁴ 2006年12月岩手県県南広域振興局公表「県南広域振興圏 食産業振興戦略－南いわての強みを生かした食産業クラスターの形成を目指して－」

¹⁵ 「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク規約」は2007年6月19日施行された。

¹⁶ 2009年6月19日開催「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク定例総会」第1号議案平成20年度事業報告資料より。

商工団体	商工会議所、商工会	10
学術研究機関	大学、高専、公設試	2
金融機関	銀行、信金	10
行政機関	県、市町、支援機関	11
計		127

出典：南いわて食産業クラスター形成ネットワーク定例総会提出議案「平成20年度事業報告」

このような様々な業種で構成される組織の活動が継続されることにより、相互理解が図られるとともに、地域食材を活用するためのマッチングや取引相談などに関する会員相互の情報交換の活性化につながると考えられる。

この活動を支援する県南広域振興局の食産業に係る部署としては、本局の経営企画部（商工及び観光担当）、農林部、普及センター、局内の3つの支局にそれぞれ地域支援部（商工担当）、農林部、中央普及センターがあり、食産業振興戦略の目的を達成するためには、これらの組織が連携して活動することが不可欠である。そこで、県南広域振興局にあつては、食産業関連部署の連携を強化するため、本局及び支局の関係部の職員で構成する「食産業振興チーム」を編成し、3ヶ月から4ヶ月ごとにチーム会議を開催し、情報交換を行う工夫を行っている¹⁷。

② 県南広域振興局北上総合支局の支援事業

県南広域振興局内の支局の一つに北上総合支局がある。この農林部においては「農楽工楽（のらくら）クラブ」という交流・協働活動を通じた独自のマッチング支援を行っている。農楽工楽クラブは北上総合支局農林部が発案し「北上地方の農村・農林業と企業との多様な交流、連携、協働の促進を通じて、新たな地域づくり、産業の振興と持続的な発展に資するために『農楽工楽の和が郷づくり運動』を推進する。」という目的をもって2008年に設立した任意団体であり、2009年9月時点で会員数は企業31団体、地域活動団体18、商工団体4、農林業団体9、行政機関3ほか合計67団体となっている¹⁸。

この活動は、企業側の地域社会への貢献活動、環境貢献の関心の高まりと農村地域側の農地の保全、伝統文化の維持、集落機能の回復に対する要請に対して、両者の縁組の場を北上総合支局農林部がお膳立てすることで成り立たせようとする取り組みであり、地域内の企業と農林水産業者及び地域住民と一緒に活動することにより、相互の絆を深め、交流・協働活動の定着と発展を進めるため、次の事業を実施することとしている¹⁹。

¹⁷ 県南広域振興局経営企画部産業振興課主任主査佐藤明子氏インタビュー、2009年9月15日。

¹⁸ 県南広域振興局北上総合支局農林部主任八重樫えみ子氏インタビュー、2009年9月15日。

¹⁹ 「農楽工楽クラブ交流・協働活動実施要領」（2009年5月19日施行）第2。

- ア) 森林作業、農作業の体験や交流会等の開催などを通じて企業と農村地域の交流を活発化させる。
- イ) 地域集落と企業がカップリングし、企業の森整備、史跡整備、植物の生息地保全など環境保全活動やその他の社会貢献活動を協同で実施する。
- ウ) 地元の産品で構成される特選ギフト、企業への出前産直やバザー開催など「物」のやり取りを通じて交流を進める。
- エ) 上記のア～ウの活動を進めることにより、企業と農林水産業者の信頼関係が構築され、両者のニーズと技術の情報交換並びに連携により、新たな価値創造を行う農商工連携につなげる。

まだ、設立したばかりの団体のため、まずは会員団体の相互理解を深めるためにアからウの活動を中心に展開しているところである。

(3) 基礎自治体における支援例：花巻市起業化支援センターにおける支援

岩手県花巻市は、企業誘致による外来型の産業振興と内発型の産業振興の相乗効果を期待し、新規事業や企業創出を図る中核的施設として1994年に花巻市企業化支援センターを開設した。このセンターは新規起業、新分野への進出、研究開発を目指す起業をサポートする事業を実施しており、運営は花巻市技術振興協会が受託している。花巻市技術振興協会は民間出身の職員10名体制で運営しており、花巻市企業化支援センターの事業として、インキュベーター事業や地域企業支援事業等を実施している。

地域企業支援事業では、コーディネート支援、新事業創出事業、販路拡大支援、経営資源の充実支援、関係機関・地域連携、情報収集・情報発信を実施することとしており、企業化支援センターに所属するコーディネーターは、積極的に地域企業とつきあい、情報収集及び発信を行っている。

花巻市技術振興協会事務局長の佐藤利雄氏は、1996年4月より花巻市技術振興協会に勤務し、同時に花巻市企業家支援センターに派遣され、地域企業支援を行ってきた中心的コーディネーターの一人である。同氏は、岩手大学地域連携推進センター客員教授、東北経済連合会事業化センター産学マッチング委員会委員、岩手県定住交流アドバイザー、内閣府の「地域活性化応援隊」、経済産業省「地域中小企業サポーター」など様々な顔をもっている。2008年頃から、花巻地域における農商工連携による産業振興の可能性について地域住民とともに勉強を進めたり、新事業創出や地域連携事業の一環として農商工連携の情報発信にも努めるなどの活動を行っている。

同氏に地域の事業コーディネーターの視点から、農商工連携に対する行政支援の現在の課題をたずねたところ、情報が行政の縦割り区分の中から発信されることから、事業志望者に対して最も適した支援事業をPRするためには、コーディネーター自らが行政各部やその他支援機関からあらためて情報を集め、総合的に組み立てなければならないことなどから、情報をつなげる役割を担っている機関や人が不足しているのではないかと

との回答を得た。例えば雑穀という地域資源の付加価値向上を行う場合の支援事業には、農林水産分野では生産や加工に関する支援事業が、商工分野では加工や販売に関する支援事業があり、教育分野では給食や食育という視点での支援事業がある。さらには授産施設で加工や販売を行う場合は福祉分野での支援があり、一つの地域資源の付加価値向上の取組みに対して様々な視点での支援施策がある。これらの情報は行政各部のそれぞれの縦割りのルートで発信されていることから、コーディネーターはそれぞれの情報を横につなぎ、租借して地域に発信する能力が求められているとのことであった²⁰。なお、同氏は前述のとおり様々な顔をもっており、自身も営農を行っていることから、農商工連携に関わっている種々の関係機関と幅広い情報交換が可能な位置におり、それらのつながりから得た情報を総合的に活用して地域のコーディネーターとしての役割を果たしている。

第3章 支援体制の現状からみた課題

前クールにおいて「農林水産資源を活用した地域振興施策の考察－島根県の中山間地域における活用事例を参考に岩手県における行政支援のあり方を探る－」と題したレポートにおいて記述したが、農商工連携は農林水産業者の生産する資源と食品製造業者をはじめとした工業や商業が相互の得意分野を活かし相乗効果を発揮することで販路拡大や所得向上につながる可能性がある。また、新たな製品開発などにより新たな雇用の場の創出も期待できる施策であることから、地域産業の振興のみならず岩手県において現在進んでいる人口の流出に歯止めをかける手段として有効な活動であると考えられる。

この施策を展開し、産業振興につなげるためには、どこにシーズがあり、どこに技術があるか、またどのような支援があれば事業活動が円滑に進むかを的確に把握し、事業志望者の意向に応じてマッチングすることが必要である。

一部地域においては独自の工夫によりマッチングが出来る環境を整えつつあるものの、次に記すとおり、多くの地域にあっては農林水産業と商工業の出会いや相互理解の場の構築が不十分であり、連携が図られておらず、農商工連携が実現できる環境が整っていないのではないかと。

また、補助や融資などの支援を希望する事業者に対して最も適した事業をアドバイスするためには様々な行政分野で展開されている事業情報をまとめて発信する工夫がさらに進められる必要があると考える。

ここで、現在の支援体制の状況から課題と考えられることを整理する。

²⁰ 花巻市技術振興協会事務局長佐藤利雄氏インタビュー、2009年9月14日。

(1) 経済産業省委託事業 地域活性化支援事務局及び地域力連携拠点の課題

受託機関は従来から中小企業を支援する事業を行っていた機関が主に担っており、相談やフォローアップを行うために欠かせないアドバイザーやコーディネーターは第 1 章で紹介したとおり農林水産業を知るものはほとんどいないという状況である。農商工連携は農林水産業者と中小商工業者が共同で行う事業であるにもかかわらず、偏った視点での支援が行われている状況にあると考える。

また、地域活性化支援事務局及び地域力連携拠点は国の受託事業であることから、契約期間は 1 年間である。必ずしも更新が保証されていない中で、どこまでフォローアップを行うことが出来るのか疑問である。さらには、法認定事業の事業期間は 5 年間であるが、5 年経過以降に発生する支援要請に対しては、受託外業務であることから、当該支援機関では対応できないという課題もあると考える。

(2) 組織連携の課題

(1)で記載したとおり、国の設置した相談機関のアドバイザーやコーディネーターの知識に偏りがあることに代表されるように、農商工連携関連 2 法の成立で農林水産省と経済産業省は省庁横断的に施策展開に取り組む姿勢を明らかにしたものの、未だ両者の連携は不十分であると考ええる。

また、農商工連携は、2007 年 11 月 30 日に策定された「地方経済再生のための緊急プログラム」における農商工連携の促進を通じた地域経済の活性化への取組み提言を背景として進められている施策である。「地域資源」を活用した農林水産業と中小商工業の共同による地域産業振興であるにもかかわらず、振興すべき地域の自治体はその事業の法認定スキームに含まれていない。

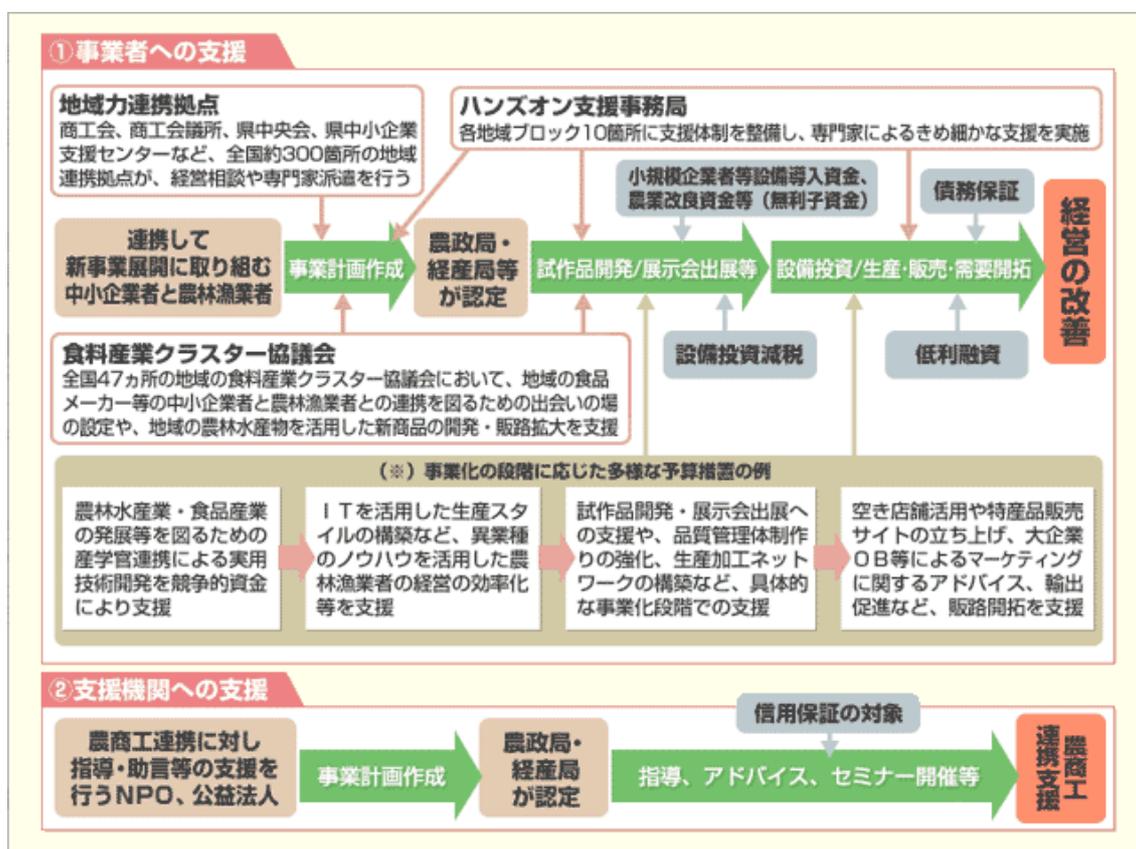
図表 5 で示すとおり、連携して事業に取り組もうとする中小企業者と農林漁業者が農商工関連 2 法に基づく支援を受けるためには、農商工等連携事業計画を策定し農林水産大臣又は経済産業大臣等の主務大臣に認定申請を行う必要がある。地域の企業や農林水産業者との日々の付き合いの中で市町村あるいは都道府県が仲介者として認定に関わる場合以外にあっては、事業計画のブラッシュアップ及び認定後のフォローアップに関しては、事業主体と国及び支援機関である地域活性化支援事務局（地域力連携拠点含む。）との間で進められるものであり、地域の自治体が必ずしも関わる必要がない状況となっている。農商工連携における地方自治体の役割は「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」第 15 条第 1 項において「国、地方公共団体及び独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業又は農林漁業に関する団体と連携しつつ、農商工等連携事業の促進を図るため、中小企業者と農林漁業者との交流又は連携の推進、研修、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。」と記載されているのみであり、事業認定への関与は求められていない。

これに対して、農商工連携類似事業である中小企業地域資源活用促進法による地域資

源活用事業にあつては、事業化する「地域資源」は都道府県が指定するものと定められている。また、中小企業地域資源活用促進法による支援を希望する事業者は国から事業計画の認定を受けることが必要であるが、事業者の作成した地域資源活用事業計画書は都道府県に申請され、申請を受けた都道府県は事業計画書に意見を付して経済産業局に提出される流れとなっており、地域の自治体が関与する余地がある（図表 6 参照）。

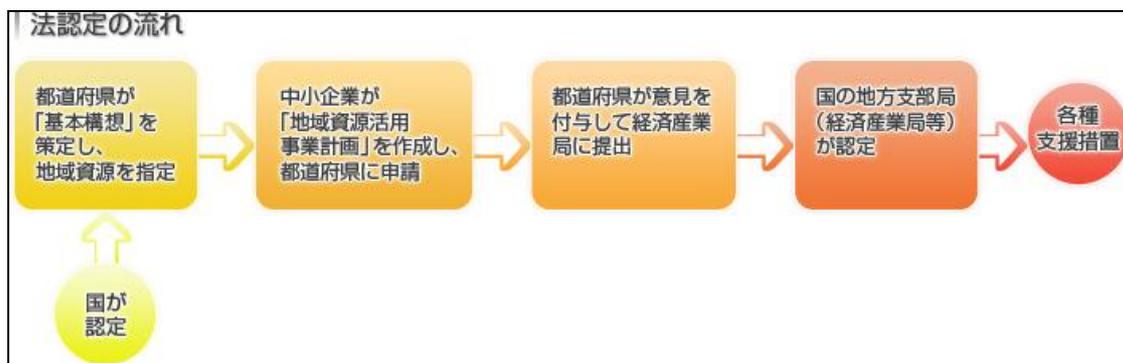
地方の農林水産資源や企業の状況を知るのは国より地方自治体のほうに優位性があるのではないかと考える。また、農商工連携の目的が地域振興施策であるならば、地方自治体が中心となった支援施策を構築するべきでないかと考える。

図表 5 農商工連携促進法による法認定及び支援の流れ



出典：J-NET21 中小企業ビジネス支援サイト「農商工連携パーク」

図表 6 中小企業地域資源活用促進法に基づく法認定の流れ



出典：地域活性化支援事務局ホームページ「活かそう地域資源」法律の概要より

(2) 岩手県内の課題

岩手県の現在の政策には 6 本の柱がある。この中で農商工連携につながる戦略が二つある。一つは「地域に根ざし世界に挑む産業の育成」ともう一つが「日本の食を守る『食料供給基地岩手』の確立」がある。この内容に関して 2008 年 2 月県議会定例会において知事が次のように演述している。

まず、地域に根ざし世界に挑む産業の育成に関しては、「本県の特色のある『安全・安心な食』を核とした食産業については、専門家や県内外の有力企業等のネットワークを強化し、マーケットとのマッチングや販売活動の支援を通じながら地域の中核的な企業の重点的な育成や食産業クラスター集積を図って参ります。」と述べている。次に、日本の食を守る「食料供給基地岩手」の確立に関しては、「安全・安心な農林水産物を安定的に提供できる生産性・市場性の高い産地を形成するため、有機農業の推進や県版農業生産工程管理の普及・定着などに取り組んで参ります。(中略)さらに、生産者と加工業者とのマッチング支援などによる農林水産物の高付加価値化を促進します。こうした取組みにより、本県農林水産物の成長を開花させ、地域経済社会の発展を支える産業として確立することにより、農林水産物の所得の向上、さらには農山漁村の活性化が可能になるものと考えています。」と述べている²¹。

県の重要な政策として農商工連携につながる内容を示しているにも関わらず、前章で示したとおり、関連する事業が農林水産部と商工労働観光部で別個に展開されたり、地域によって独自の支援体制が組まれたり、同一地域において類似目的のネットワークが組織されているなど、県として明確な方向付けをもってこの戦略を展開しているとは考えられない状況にあるのではないだろうか。

さらに、実際に事業者に近い位置にいるコーディネーターが自分で情報収集しなければ関連情報を総合的につかむことができないことからみると、県自身が戦略に沿っ

²¹ 「平成 20 年 2 月県議会定例会知事演述」『岩手県』、
<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?of=1&ik=0&pnp=14&cd=9442> (閲覧日 2009/7/2)

た事業展開を図るための関連部署の連携や情報の総合化が図られていない状況にあると考えられる。

これまで、農商工連携の意義の考察及び国と岩手県の支援施策の現状と課題の検討を行ってきた。これらの課題にどのように対応すればよいのか、次章においては農商工連携の推進に関する先行研究等においてどのような行政支援が求められているか、その内容について考察する。

第4章 求められる行政支援とは

第1節 様々な研究会の政策提言

ここで、求められる行政支援を検討する指針として、農商工連携研究会、東北産業活性化センター、東北地域農政懇談会が検討した農商工連携に向けた取組みに対する提言をまとめて紹介する。

第1項 農商工連携研究会の政策提言

農林水産省と経済産業省は、2008年12月より農商工連携の取組みの一層の普及と深化を推進するため農商工連携の現状の取組みにおける課題と今後の施策の方向性について検討するため共同で農商工連携研究会を開催しており、2009年7月に報告書がまとまり公表された²²ところである。この報告書の中で、農商工連携に向けた具体的な方向性として次の4つの政策提言が行われた²³。

(1) 供給販売体制の強化

- ① 安定的な生産等の体制の構築
- ② 生産者と小売業等の連携の促進
- ③ 直売所や、学校給食・社員食堂等による地産地消の推進
- ④ 販路開拓支援
- ⑤ 農商工連携を通じた輸出促進

(2) 魅力ある商品づくりへの取組

- ① 技術開発

²² 経済産業省・農林水産省が平成21年7月3日に「地域ぐるみの農商工連携の促進に向けて」～農商工連携研究会報告書の発表について～というニュースリリースを行った。

²³ 農商工連携研究会2009年7月報告「農商工連携研究会報告書」『経済産業省』
<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g90714b01j.pdf>（閲覧日2009/09/29）

- ② ブランド作り
- ③ 植物工場の普及・拡大
- ④ 品質管理
- (3) 農商工連携に取り組むための「経営力」の強化
 - ① 中小・小規模企業の人材対策事業（農商工連携実践型研修）の活用
 - ② 農商工連携に取り組む経営人材の育成
 - ③ 農林漁業経営へのIT活用の促進
 - ④ 経営指導体制の充実
- (4) 連携の面的な拡大促進による「地域力」の強化
 - ① 普及・啓発活動の推進
 - ② 農商工連携に取り組むクラスターへの支援
 - ③ 「地域ぐるみの農商工連携」事例集の策定
 - ④ 食品関連産業の誘致、企業による農業参入の普及・周知活動の推進

農商工連携による地域産業振興を実現するためには、どこにニーズがあり、どこにノウハウがあるのかを農林水産業者と商工業者がまず知ることである。そのように考えると、上記の政策提言のうち一番重要なのは「連携の面的な拡大促進による『地域力』の強化」であり、この強化のために行政がどのように有効な政策を展開できるかを具体的に検討する必要があるのではないだろうか。また、「地域力」を強化するためには、国中心の支援施策から地域が中心となった支援施策を展開する必要があると考える。

第2項 東北産業活性化センターが示す農商工連携推進に向けた取組み

財団法人東北産業活性化センターでは、東北地域の地域経済活性化に向けて地域資源として農林水産業を活用する意義が大きいと考え、農商工連携を推進している事例調査及び有効活用に向けた検討を行い、農商工の事業者だけではなく、行政なども含む地域が一体となった農商工連携による東北地域の地域経済活性化の方向性について提案する書籍を2009年7月に発行した²⁴。

この中で、農商工連携に向けた取組みの方向性として次の事項をあげている²⁵。

(1) アイデンティティの確立

地域において農商工の各主体や行政等がまとまることの出来る「歴史」、「特産物」、「文化」などの地域のアイデンティティが必要である。アイデンティティには、既に存在するものを磨いていく場合と新しく付加価値をつけるなど敢えてつくる場合とがある。

個人農家や中小企業を中心の地方圏にあっては、アイデンティティを確立し、商品開

²⁴ 東北産業活性化センター編（2009）『農商工連携のビジネスモデル』日本地域社会研究所。

²⁵ 同上書、pp.141-148

発や販路開拓につなげていくためには行政なども巻き込んだ地域一体となった連携と不断の努力が必要となる。また、市場確保のための綿密な市場調査が必要であり、この点においても行政の支援や各経済主体間の連携は重要であり、そのような情報の中から確立すべき地域のアイデンティティを見出す努力が求められる。

(2) 各プレイヤーの機能の整理

一次製品の供給機能、製造・加工機能、商業機能、地域における支援機能、地域住民による商品チェック機能があげられているが、地域における支援機能には、行政、金融、研究機関の各分野における役割が提示されている。

この中で、行政に対して求められている地域における支援機能は、民間の活動を支えることを基本とするが、行政自身が最大の企業体である地域もあることから、その場合は、自身も活動主体として積極的な取組みを行わなければならない。また、施策実施の際の留意点としては、地域のニーズとの整合性を考慮し、効果的な実践が望まれている。

なお、支援機能として提示されている他の機関に対しては、金融機関には地域における企業経営的なマインドや経営判断の浸透などの役割が、研究機関には商品開発や品質検査など地域の中小企業等のアイデアを実践するために中小企業が有していない又は不足している部分を補完する機能が期待される。また、公的な試験研究機関のみでなく大学等を地域の一員として巻き込むことも考慮すべきである。

このようなさまざまな役割を担う各プレイヤーが十分にその機能を発揮できる支援や施策の実施も行政に求められることである。

(3) 仕掛けづくり

① リーダーシップのあり方

各機能を果たす「プレイヤー」のほかに農商工連携全体あるいは地域全体をみわたすことのできる「リーダー」あるいは「プロデューサー」の存在が重要である。求められるリーダーとは、現場をよく理解し、現場において行動、実践している方であり、そのようなリーダーや後継者を育成していくことは重要である。

② 縦割りを超えた取組み／情報を共有する仕組み

連携する関係者が対等な関係であるために情報共有が必要である。「商品開発」「販路開拓」「品質評価」「地域の支援」という課題に取り組み、これらを解決するためには農商工連携を行う各主体間や地域内でこれらの課題に対する共通認識をもつ必要があり、そのために、効果的な情報共有のシステムが求められる。ここでいうシステムとは、必ずしも特別に大掛かりなIT投資を想定しているものではなく、月1回の関係者の会合を開くことでもよく、効果的な情報交換ができる状況をいかにして作り上げるかということである。そして、こうした情報共有のシステムが最終的に地域の中で経済的価値の向上に資するよう、どのようなものが良いか、どのように継続・活用していくのかを検討して確立させることが望まれる。

③ 地域で資金が循環する仕組み

農商工連携事業の実践により、地域経済活性化が実現すれば地域内の資金循環は潤沢になるが、連携当初は必ずしも資金的な余裕があるとは限らない。そのため、ある程度リスクをとることができる資金を地域に導入することは各事業を実現に導くために重要な要素のひとつとなる。

地域金融機関からの資金提供のほかに、地域内の互助的な地域ファンドの活用や流動化の手法を用いた域外からの資金調達も考えられる。さらには、各県による農商工ファンドの活用も資金調達手法として期待される。

当該書籍の中で事例として紹介されたミュージックセキュリティーズ株式会社が行っているプロジェクト単位でファンドにより資金を調達する手法²⁶などは消費者を投資家として地域に資金を循環させる取組みであり、応用の可能性が高い取組みである。

この提言で示されるように、農商工連携には、専門的分野別に各プレーヤーが存在する。これらの異なった立場の者が連携して新規事業を展開するためには企画立案や経営効率検討など総合的に判断・調整を行うプロデューサーの役割が重要であると考えられる。農商工連携を地域の産業振興施策として戦略的に進めるためには、その発掘や育成支援及びプロデューサーが総合的に判断するための行政とプロデューサーとの情報共有の仕組みの確立が不可欠のものであると考えられる。

第3項 東北地域農政懇談会が示す農商工連携に向けた取組み

東北農政局で設置した東北地域農政懇談会では、2002年に東北の農業・食品産業の今後の展開方向について検討し、「産業としての食と農の復権」という報告書を取りまとめた。この中で、従来の縦割りの業種という枠組みにとらわれることなく、地域に拠点を置く他の産業を巻き込み、横につながる「地域という業態」という発想に立ち、農業及び食品産業は地域内発型の新たな展開が期待できるのではないかという可能性が示された。翌年の2003年には、産業活動の場としての地域のあり方という問題にとどまることなく、生活の場としての地域コミュニティを魅力あるものとしていくために求められるさまざまや立場の人たちが地域づくりに果たす役割を含めて2004年の議論を深めていき、「地域に生きる－農商工連携で未来を拓く－」という報告書をまとめた²⁷。この中で人の役割と行政の役割を次のように述べている。

(1) 人の役割

この報告書では、地域づくりのための重要な要素として「気づき」とその連鎖をあげており、人の役割を重要視している。「『知の連携』による地域づくり活動を進めていく

²⁶ 東北産業活性化センター、前掲書、pp.98-105。

²⁷ 東北地域農政懇談会編著（2005）『地域に生きる－農商工連携で未来を拓く－』農山漁村文化協会。

ためには、『組織』よりも『知』の持ち主である『人』の役割が強くなる。例えば、産学官連携についていえば、単に組織が連携すればよいというだけでなく、その組織の中に『誰』がいるか、そしてその人たちをどのように結びつけるかということが重要になる。しかも、参加者同士は『対等なパートナー』の関係であることが条件である。」²⁸と述べられている。

地域活動には、地域に住む人、地域活動を個人として行う顔と職務として行う顔を持つ公務員、地域活動状況を学んでいる学生や研究者など様々なプレイヤーが存在する。これらが双方向で交流を行うための「つなぐ仕組みづくり」が必要であり、「人」を結びつけ、「知の連携」を進めるためのイノベーター（橋渡し役）の育成が必要である²⁹。

(2) 行政の役割

従来、行政、特に地方自治体は、中央から来たお金を分配し、あるいは中央に対して陳情するといったことが仕事の大きな部分を占めるようになり、中央に対する依存心を生むこととなった。しかし、地域内の各プレイヤーによる『知の連携』による地域づくりを進めるためには、行政と地域の関係もお金の分配から生ずる「命令・指導」から「協働・支援」の関係に変化し、行政に求められることも「説明すること」、「お金を配ること」から「一緒に考えること」に変わる。この報告書では宮崎県綾町郷田實元町長の回顧録を引用し、行政は「住民ニーズに応えることより、トレンド（方向・近未来像）を示すことが大切であり、住民自治の心を支援すること。」すなわち、住民自らが考える上で気づきやきっかけをもたらす有効な情報提供を行い、住民からの相談に応ずることを通じて一緒に考えていくことが必要である³⁰と示している。

この報告書においては、地域の産業振興やそれにつながる地域活動は従来型の行政主導ではなく、地域住民が主役となるよう、行政が側面より支援を行うことが必要であることが記載されている。地域活動を実践しているプレイヤーの活動をより有意義なものとし、地域の産業振興につなげるためには、プレイヤーをつなぐ人の育成とプレイヤーと行政との情報共有の仕組みづくりの重要性を述べられているものと考えられる。

第2節 島根県庁の実践事例

前クールのレポートにおいて農商工連携の意義を整理するために島根県内における二つの事例を参考としたが、岩手県と同様、人口の社会減や少子高齢化が進んでいる島根県では産業振興施策として農商工連携をはじめとする地域資源の活用支援をどのような体制で

²⁸ 東北地域農政懇談会著、前掲書、p.196。

²⁹ 同上書、pp.192-202。

³⁰ 同上書、pp.208-209。

進めているのかをここで紹介し、行政の支援体制のあり方を検討する際の参考とする。

島根県は公共事業主導型の産業振興施策からの転換を進めており、そのための県のプロジェクトの一つとして新産業創造をプロジェクトとして立ち上げ、2001年11月から一橋大学大学院の関満博教授を新産業創造ブレインとして委嘱し、その指導のもとに検討・実践している。

県では地域産業支援体制の構築にあたって、2001年度に経済産業省が発表した「市町村の産業振興策が成功するための10のポイント」を参考にしており、特に「トップ（首長）のリーダーシップ」、「ビジョンの明確化」、「担当セクションの設置と職員の目的意識の共有」が市町村において実践されるよう、支援施策を展開しているという。そして、市町村においてこれらが着実に実行されることにより、雇用の創出と販路拡大や地域外からの資金流入による外貨獲得が可能となり、最終的に人口定住が実現されることを目指している³¹。このために、新産業創造ブレインとともに重点市町村や地区を選出し指導や戦略立案助言を行ったり、後述する「しまね立志塾」の開催により行政や商工団体等の産業支援機関の若手人材の育成を進めている。

また、このほかにも、県としてのビジョンの明確化や職員の目的意識の共有のための具体的取り組みとして、従来、農業・林業・水産業の各分野別で策定されていた県の総合計画の部門計画の一本化を図ったという。この一本化された部門計画は「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」といい、農業・林業・水産業の垣根を越えた地域ブランドの育成に加えて「食」や「環境」といった分野横断的な課題への対応など、分野連携による総合的な施策展開を進めており、この計画の中で、農林水産商工連携による地域資源を活かした総合的な産業戦略の展開など時代の流れに即応したプロジェクトを戦略的に展開することを明確にしている³²。さらには、県の組織体制においても農林水産部と商工労働観光部の共管による「ブランド推進課」を設置するなど所管部を越えた連携のための基盤づくりを進めており、この点についても後述する。

(1) 産業支援機関の若手人材の育成ーしまね立志塾ー

島根県では産業振興ビジョンを明確にするためには、まず現場の声を聞くことを重要視している。そして、その現場の声を聞くためには市町村を中心とした産業支援機関の職員の育成が不可欠であると考え、2007年より「しまね立志塾」を開講した。

この塾が育成の対象とする職員は、概ね40歳以下の行政・商工団体等の職員としているが、今後市町村等の産業振興計画策定を担う30代前半の意欲ある職員に参集してもら

³¹ 島根県地域振興部地域政策課地域振興室定住・中山間グループ企画員小豆澤勝氏及び島根県商工労働部産業振興課地域産業創造グループ主任持田真由氏インタビュー、2009年9月10日。

³² 島根県農林水産部2009年4月発行、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画〔活性化ダイジェスト編〕2008→2011」、及び島根県商工労働部産業振興課地域産業創造グループ企画員大畑光延氏インタビュー、2009年9月10日。

うこととしている。定員は概ね 20 名で、県、市町村、各種団体職員の構成比率は概ね 3 分の 1 である。

この塾の特徴は、島根県の新産業創造ブレインである関教授を塾頭とし、同氏をはじめ数名の研究者や先駆的活動を行っている団体等から産業振興の心構えなどの講義を受けるとともに、実際に企業訪問を行ったり、参加者による地域分析の実施、ディスカッションを実施するなどの実践的内容を 1 泊 2 日で年 6 回かけて受講することとなっている。さらには、受講者自らが決めたテーマに従いグループワークを行い、グループごとに「地域産業振興方策」を策定し、最終回に公開の場で成果発表を行っている。2008 年度塾生のグループの一つは「特産品でまちおこし」をテーマとし、食品加工企業とともに「しまね初恋弁当」という地域素材を活用した弁当の開発を行ったという。この取組みがきっかけとなり、弁当開発に協力した食品加工企業では更なる地産地消を進めているということである³³。この弁当開発は、農商工連携につながる内容であり、研修が連携のマッチングの役割を果たした事例としても評価できると考える。

この活動では、実践的取組みを通じて産業振興戦略を策定する職員の企画力の向上の一翼を担うことが出来る。そしてこれらの人材がキーマンとして地域内のプレーヤーとともに戦略を立案することにより、机上の戦略ではなく地域に根ざした戦略を策定することが可能となると考えられることから、県という行政機関が行う有効な取組み事例であろう。

(2) 農林水産部と商工労働部の共管によるブランド推進課の設置

現在、島根県庁の本庁において農林水産資源の産業化及びブランド化に関係している課は、次のとおりである。

- 地域振興部 地域政策課…地域振興全般を担当
- 農林水産部 農畜産振興課、林業課、水産課…農林水産資源を担当
- 商工労働観光部 産業振興課…加工をはじめとする工業化、産業化を担当
- 農林水産部と商工労働観光部の共管 ブランド推進課

ブランド推進課は農林水産物をはじめとする島根県産品の販路拡大と商品化を地域振興部・農林水産部・商工労働部と連携を図りながら進める担当課として、2002 年に農林水産部と商工労働観光部の共管組織として設置された。職員は 2009 年 4 月現在 21 名となっているが、そのうち 5 名は農業・林業・水産業に関する改良普及員である。また、事務系職員のうち 2 名は中小企業診断士であり、地域内の農林水産資源と商工関連企業の情報収集が可能な職員構成となっている。現在の主要な業務は県産品の販路拡大、マーケティング、ブランド化とのことであるが、今後は商品開発にも力を入れていきたい

³³ 島根県地域振興部地域政策課地域振興室定住・中山間グループ企画員小豆澤勝氏インタビュー、2009 年 9 月 10 日。

とのことであった³⁴。

地域資源を活用した産業振興に関連する担当部を例えば「地域産業部」として統合することも手法としてあると考えられるが、どこまでの所管事務を統合して独立組織を立ち上げるべきか戦略を明らかにしなければならないことや、地域資源に特化した場合、地域資源活用以外の産業振興部門との組織の壁が生じてしまうなど、現在の縦割り組織の弊害と同様のことが発生してしまうことも考えられる。また、所管事務が多岐に渡り巨大部となることにより、対外的窓口が不明確になってしまうことも考えられることから、島根県のように共管という手法により組織連携の核を築くことも有効な手段であると考えられる。

第3節 求められる行政支援とは何か

第1節で紹介した様々な研究会の政策提言で共通していることは、産業振興に関わる人材育成や情報の共有化であろうと考える。確かに、ニーズとノウハウの交換がなければ連携は始まらないし、それらをつなぐコーディネーターやプロデューサーの役割を担う人材が必要であると考えられる。

まず、ニーズとノウハウの交換のためには、農商工連携に取り組む意欲のある農林水産業者、商工業者の情報を結びつけるためのプラットフォームの構築³⁵が必要ではないだろうか。

岩手県内で行われている情報を結びつけるための地域の取組としては、第2章で紹介した県南広域振興局の「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」や県南広域振興局北上総合支局における地域内の農林業者や商工業者の相互理解の場としての「農楽工楽クラブ」があげられる。特に「農楽工楽クラブ」においては、環境保全活動や農産物の企業販売等の地域活動を一緒に行うことにより相互の信頼関係が構築され、お互いが持つニーズやノウハウの情報交換が自然に行われる環境が整い、結果的に農商工連携による新規事業創出が行われることが期待されている。

岩手県内において「いわて蔵ビール」という地ビール製造を通じて、1995年から地域内の商工業者や農業者との連携を進め、地元産の麦芽生産体制の構築を進めるなど、農商工連携の先がけの取組みを進めている世嬉の一酒造の佐藤社長は、農商工連携のメリットは、小規模農林水産業者や中小企業が自ら新規に投資をせずに連携の相手方の力を借りた「器にあった」新しい事業を始めることにあり、その小さな取組が連鎖し面的な広がりを持つ

³⁴ 島根県しまねブランド推進課販路拡大第1グループリーダー本廣保徳氏インタビュー、2009年9月10日。

³⁵ 農商工連携研究会、前掲報告書、p.44。

ことにより地域産業が活性化すると考えている³⁶。小規模の農林水産業者や商工業者の場合、独自のネットワークにおいても連携先を見出すことが出来ないことが想定される。その際に両者を結びつけるための支援をすることが行政に求められていることではないだろうか。

次にコーディネーターやプロデューサーに関しては、農林水産業と商工業を中立の立場でみることのできる市町村職員や地域の産業支援機関の職員の育成や活用が有効ではないだろうか。

前クールのレポートで紹介した島根県美郷町のおおち山くじらの事例では、役場職員である安田氏がプロデューサーの役割を果たし、害獣対策で知り合った地域住民との対話を通じて地域内のキーマンを発掘するとともにキーマンが相互連携しやすい状況を構築していき、害獣の地域資源化を皮切りに住民主体の地域づくりに発展させていった。また、第2章で紹介した花巻市起業化支援センターの佐藤氏も企業訪問を重ねて信頼関係を構築し情報収集を図り、新規事業創出支援を行っている。

このような人材をより多く地域に輩出するために、「しまね立志塾」のような取組みは有効なものであると考える。

また、人材輩出のみならずコーディネーターやプロデューサーが活動しやすい組織作りや情報共有の仕組みの構築が不可欠であろうと考える。

行政のみで行う施策展開には限界があると考え。商工業者が経営の中で常に行っている創意工夫や地域活動主体の新規アイデアをいかに引き出せるか、情報を必要とする人のもとに確実に届けるために、情報共有の仕組みと地域内キーマンと連携し地域の産業振興戦略を立てることのできるコーディネーターやプロデューサーの発掘や、これらの者が安心して地域活動が行えるようバックアップなどを行うことこそ行政が担うべき支援ではないだろうか。

第5章 まとめ

農商工関連2法の意義は、省庁横断的であり、分野の壁を超えて取り組まれる点にある。しかし、現状は未だ省庁の壁が立ちはだかる状況にあると見受けられる。それぞれの省庁から個別に公表される施策内容を統合させ、事業を志向する者若しくは地域アドバイザーやコーディネーターに総合的に情報を提供するためには、岩手県において少なくとも組織的な部の隔たりを埋めることが重要であると考え。

また、地域においても農業者と商工業者の隔たりを埋めるためのキーマンとなる人材（地域の誰がそれを行うか）が必要となると考える。

今後、岩手県において農商工連携を産業振興戦略として推進するために必要となる行政

³⁶ 世嬉の一酒造佐藤昉僖社長インタビュー、2009年8月19日。

支援施策及び体制について具体的に検討して参りたい。